

# うみっ子未来プラン

## 第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画

---

【中間見直し】

令和5年2月  
宇 美 町

## < 目 次 >

### 第1章 計画の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画について . . . . . 1
2. 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて . . . . . 1

### 第2章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策 . . . . . 2
  - (1) 1号認定 . . . . . 3
  - (2) 2号認定 . . . . . 3
  - (3) 3号認定 . . . . . 4
2. 地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 . . . . . 5
  - (1) ②一時預かり事業 . . . . . 6
  - (2) ③病児保育事業 . . . . . 8
  - (3) ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[就学児] . . . 9
  - (4) ⑨養育支援訪問事業（母子保健）、子どもを守る地域ネットワーク  
機能強化事業（児童福祉） . . . . . 10

---

## 第1章

# 計画の見直しについて

---

## 1. 子ども・子育て支援事業計画について

【基本理念】

**みんな宇美の子・地域の子、  
いきいき育つ未来の子、  
宇美はみんなが育つ町**

宇美町では、すべての子どもたちが次代の担い手として、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、たくましく主体的に生きる力をもった次代の親に成長することを目指して、「みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町」を基本理念にした、第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画『うみっ子未来プラン』（令和2年度～令和6年度）を令和2年3月に策定しました。

## 2. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

本計画では、子ども・子育て支援法第61条の規定及び国の「基本方針」に基づいて、宇美町の教育・保育事業及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の「量の見込み（ニーズ量）」及び「確保方策（量の見込みに対する確保の内容とその実施時期）」を定めており、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としていますが、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを図ることとしております。

計画期間の中間年にあたる令和4年度において、国の指針に基づき、計画における量の見込みと実績値に大きく乖離している場合には見直しが必要になり、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しをすることとしました。見直しの対象年度は令和5年度、令和6年度とします。

2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
うみっ子未来プラン (第一期宇美町子ども・子育て支援事業計画)					うみっ子未来プラン (第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画)				
							中間 見直し	見直し	見直し

---

**第2章**  
**教育・保育事業及び**  
**地域子ども・子育て支援事業の提供体制**

---

## 1. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策

### 【事業内容】

- 就学前児童に対して幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。
- また、給付は、幼稚園や認定こども園、認可保育所といった幼児教育・保育施設で行うもの（施設型給付）と、これらの幼児教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の低年齢児を預かる小規模保育や家庭的保育等（地域型保育給付）に大きく区分されています。
- 令和4年度現在、町内には認可保育所が8園、認定こども園が2園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。
- なお、本計画では、量の見込みは1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

### 【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育等

(1) 1号認定(3~5歳児：学校教育のみ)

※当初計画から変更なし

令和2年度、令和3年度の実績値は、確認を受けない幼稚園利用者を含めた人数に修正。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	量の見込み		589	589	589	589	589
	確保の内容	幼稚園	845	845	845	845	845
		認定こども園	85	85	85	85	85
		計	930	930	930	930	930
実績値			621	617	557 (実績見込数)		
見込みと実績の乖離(%)			5.4%	4.8%	▲5.4%		
見直し後	量の見込み					589	589
	確保の内容	幼稚園				845	845
		認定こども園				85	85
		計				930	930

(2) -1 2号認定(3~5歳児：教育利用希望)

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	量の見込み		1	1	1	1	1
	確保の内容	幼稚園	845	845	845	845	845
		認定こども園	85	85	85	85	85
		計	930	930	930	930	930
実績値			0	0	0 (実績見込数)		
見込みと実績の乖離(%)			▲100%	▲100%	▲100%		
見直し後	量の見込み					0	0
	確保の内容	幼稚園				0	0
		認定こども園				0	0
		計				0	0

【見直し内容：量の見込み及び確保の内容】

令和2年度及び令和3年度実績をもとに量の見込みを算出。

確保の内容については、(1) 1号認定で計上。

(2) -2 2号認定(3~5歳児：保育の必要性あり)

※当初計画から変更なし

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	量の見込み		480	480	480	480	480
	確保の内容	認定こども園	79	79	79	79	79
		保育所	440	440	440	440	440
		計	519	519	519	519	519
実績値			489	501	516 (実績見込数)		
見込みと実績の乖離(%)			1.9%	4.4%	7.5%		
見直し後	量の見込み					480	480
	確保の内容	認定こども園				79	79
		保育所				440	440
		計				519	519

(3) -1 3号認定 (0歳児：保育の必要性あり)

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見直し前	量の見込み	65	65	65	65	65	
	確保の内容	認定こども園	15	15	15	15	15
		保育所	68	68	68	68	68
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
		計	101	101	101	101	101
実績値		71	86	88 (実績見込数)			
見込みと実績の乖離 (%)		9.2%	32.4%	35.4%			
見直し後	量の見込み				91	91	
	確保の内容				認定こども園	15	15
					保育所	68	68
					地域型保育事業	18	18
					計	101	101

【見直し内容：量の見込み】

令和3年度及び令和4年度実績見込数をもとに量の見込みを算出。

(3) -2 3号認定 (1, 2歳児：保育の必要性あり)

※当初計画から変更なし

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見直し前	量の見込み	273	273	273	273	273	
	確保の内容	認定こども園	36	36	36	36	36
		保育所	238	212	212	212	212
		地域型保育事業	44	44	44	44	44
		計	318	292	292	292	292
実績値		272	272	290 (実績見込数)			
見込みと実績の乖離 (%)		▲0.4%	▲0.4%	6.2%			
見直し後	量の見込み				273	273	
	確保の内容				認定こども園	36	36
					保育所	212	212
					地域型保育事業	44	44
					計	292	292



## 2. 地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域の子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている以下の13事業をいいます。今回の見直しでは、○の事業を見直します。

### ■地域子ども・子育て支援事業

事業名	見直し
① 時間外保育事業（延長保育）	
② 一時預かり事業	○
③ 病児保育事業	○
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕	○
⑤ 子育て短期支援事業	
⑥ 地域子育て支援拠点事業	
⑦ 利用者支援事業	
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑨ 養育支援訪問事業（母子保健）・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童福祉）	○
⑩ 妊婦健康診査事業	
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体の参入促進事業	

(1) ②一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

(1) ②-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、町内の私立幼稚園3園全園及び認定こども園（幼稚園部）2園で実施されています。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	見込み	利用者数 (人日)	41,155	41,155	41,155	41,155	41,155
	確保の内容	利用者数 (人日)	48,521	48,521	48,521	48,521	48,521
		実施か所数	5	5	5	5	5
実績値		利用者数 (人日)	24,399	25,163	25,016 (実績見込数)	—	—
		実施か所数	5	5	5	—	—
		見込と実績 の乖離 (%)	▲98.2%	▲94.7%	▲39.2	—	—
見直し後	見込み	利用者数 (人日)	/			25,163	25,163
	確保の内容	利用者数 (人日)				48,521	48,521
		実施か所数				5	5

【見直し内容：量の見込み】

令和2年度から令和4年度の最大値をもとに量の見込を算出。

令和2年度、令和3年度の実績値を、確認を受けない幼稚園利用者を含めた人数に修正。

(1) ②-2 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、町内の認可保育所1園が実施しています（一時保育事業）。このほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）での就学前児童の一時預かりも実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

			指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	2事業の合計	見込み	利用者数 (人日)	375	375	375	375	375
		実績値	利用者数 (人日)	755	509	562	—	—
		見込と実績 の乖離 (%)		101.3%	35.7%	49.8%	—	—
	保育所の一時 保育	確保の 内容	利用者数 (人日)	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468
			実施か所数	1	1	1	1	1
		実績値	利用者数 (人日)	740	501	552 (実績見込数)	—	—
			実施か所数	1	1	1	—	—
	ファミリー・サ ポート・センタ ー (就学前児童)	確保の 内容	利用者数 (人日)	468	468	468	468	468
			実施か所数	1	1	1	1	1
		実績値	利用者数 (人日)	11	8	10 (実績見込数)	—	—
			実施か所数	1	1	1	—	—
	見直し後	2事業の合計	見込み	利用者数 (人日)	/			610
保育所の一時 保育		確保の 内容	利用者数 (人日)	3,468				3,468
ファミリー・サポ ート・センター (就学前児童)		確保の 内容	利用者数 (人日)	468				468

※令和5、6年度各事業の量の見込み：保育所の一時保育600人、ファミリー・サポート・センター10人

【見直し内容：量の見込み】

- ・保育所の一時保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童）  
→令和2年度～令和4年度実績見込数の平均値をもとに量の見込みを算出。

## (2) ③病児保育事業

### 【事業内容】

- 家庭で保育が困難な病気の子どもを、病院に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育等を行います。
- 令和元年度現在、「病児保育事業」として町内1か所で実施しています（おかべ小児科クリニック）。

### 【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	見込み	利用者数 (人日)	104	101	96	93	90
	確保の内容	利用者数 (人日)	586	586	586	586	586
		実施か所数	1	1	1	1	1
実績値		利用者数 (人日)	27	18	49 (実績見込数)	—	—
		実施か所数	1	1	1	—	—
		見込と実績 の乖離 (%)	▲74.0%	▲82.1%	▲48.9%		
見直し後	見込み	利用者数 (人日)	/			49	49
	確保策	利用者数 (人日)				586	586
		実施か所数				1	1

### 【見直し内容：量の見込み】

- 令和4年度実績見込数をもとに量の見込みを算出。

(3) ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[就学児]

【事業内容】

- ・地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動の連絡や調整を行います。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	見込み	利用者数(人)	61	59	58	56	54
	確保策	日)	468	468	468	468	468
実績値		利用者数(人)	27	96	66 (実績見込数)	—	—
		見込と実績の乖離(%)	▲55.7%	62.7%	13.7%	—	—
見直し後	見込み	利用者数(人)	/			63	63
	確保策					468	468

【見直し内容：量の見込み】

- ・令和2年度から令和4年度実績見込数の平均値をもとに量の見込みを算出。

(4) ⑨養育支援訪問事業（母子保健）、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童福祉）

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は平成28年度から実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見直し前	見込み	実施件数 (件)	8	8	8	8	7
	確保策	実施件数 (件)	8	8	8	8	8
実績値		実施件数 (件)	31	39	32 (実績見込数)	—	—
		見込と実績 の乖離(%)	287.5%	387.5%	300%	—	—
見直し後	見込み	実施件数 (件)				34	34
	確保策	実施件数 (件)				34	34

※上記の量の見込みと確保策の実施件数は養育支援訪問事業（母子保健）のみとしています

【見直し内容：量の見込み及び確保の内容】

- ・令和2年度から令和4年度実績見込数の平均値をもとに量の見込みと確保策を算出。

---

第二期 宇美町子ども・子育て支援事業計画【中間見直し】

令和5年2月

発行：宇美町

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目28番1号

編集：こどもみらい課

TEL：092-933-0777 FAX：092-933-0210

E-mail：kodomomirai@town.umi.lg.jp

---